

政府管掌健康保険の事業運営状況

1. 適用の適正化

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
適用事業所数 (単位:所)	1,496,270 (▲1.7%)	1,488,205 (▲0.5%)	1,498,226 (0.7%)	1,515,290 (1.1%)	1,548,534 (2.2%)
被保険者数 (単位:人)	18,811,690 (▲1.6%)	18,815,485 (0.0%)	18,930,749 (0.6%)	19,156,318 (1.2%)	19,501,172 (1.8%)

(注1)各計数は、年度末現在。
(注2)括弧内は、対前年度伸び率。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
新適事業所数 (単位:所)	50,880 (▲7.8%)	52,738 (3.7%)	57,945 (9.9%)	65,010 (12.2%)	78,973 (21.5%)
全喪事業所数 (単位:所)	75,537 (2.8%)	58,985 (▲21.9%)	43,915 (▲25.5%)	43,789 (▲0.3%)	40,790 (▲6.8%)

(注)括弧内は、対前年度伸び率。

(1) 未適用事業所の適用促進

① 未適用事業所の適用促進

- ・ 法人登記申請書の閲覧等により未適用事業所を把握し、加入勧奨状の送付や巡回説明等を実施。
- ・ 一定規模以上の事業所から、順次、呼出や戸別訪問等による重点的な加入指導を実施。
- ・ 重点的な加入指導後においても加入手続を行わない一定規模以上の事業所から、立入検査等を実施し、職権による適用を実施。

〈参考〉平成18年度の実施状況〔詳細については、別添1のとおり〕※（）は前年度の数値

- ・ 適用した事業所数 8,459事業所（4,861事業所）
- ・ うち職権適用事業所数 87事業所（11事業所）

② 市場化テスト事業の実施

- ・ 未適用事業所の把握及び加入勧奨業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施。（17年度 5社会保険事務所 → 18年度 104社会保険事務所）

〈参考〉平成18年度の実施状況〔詳細については、別添1及び2のとおり〕※（）は前年度の数値

- ・ 適用した事業所数 2,424事業所（223事業所）

(2) 適用事業所の事業所調査

① 事業所調査の重点化実施

- ・ 労働者派遣業等の業種や短時間就労者等を多く使用する事業所を重点的調査対象の事業所とする。（選定する業種等は、昨今の会計検査院の実施検査における指摘事項等を踏まえて選定。選定業種：派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）

② 数値目標の設定

- ・ 事業所調査件数は、全事業所の4分の1以上とする。

③ 効果件数の把握

- ・ 短時間労働者や労働者派遣を受けている事業所の実態把握及び調査結果による資格関係の効果件数を毎月報告することとし、調査対象事業所の効率的、効果的選定を実施。

〈参考〉平成18年度の実施状況〔詳細については、別添1のとおり〕※（）は前年度の数値

- ・ 資格関係事業所調査件数 460,916事業所（496,954事業所）
- ・ 適用事業所数に占める割合 28.65% （30.46%）

(3) 平成19年度における適用対策の取組み

① 職権による適用等の徹底

- 職権による適用を行うべき事業所を、15人程度以上から10人程度以上に拡大。
- 重点的な加入指導や職権による適用の取組みを徹底するため、これらの手順にかかる統一的なマニュアルを整備。

② 民間委託による適用促進の実施

- これまでの市場化テストのモデル事業の経験も生かしつつ、全ての社会保険事務所で民間委託（具体的な手法等を民間事業者へあらかじめ示す通常の委託方式。）
- 社会保険事務所では、民間委託による適用促進（未適用事業所の把握、訪問勧奨）の活用を図り、重点的な加入指導、職権による適用の強化へつなげる。

③ 都道府県労働局との連携強化

都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施。

④ 行動計画に基づく適用対策の推進〔行動計画の概要については、別添3のとおり〕

適用促進業務や事業所調査業務を計画的かつ総合的に進めるため、各社会保険事務所・事務局毎に取組み目標及び具体的な計画等を定めた行動計画を策定し、これに基づき適用の適正化を推進。

2. 保険料収入の確保

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
徴収決定済額 (単位:億円)	62,453	65,529	66,220	67,091	67,752
現年度分	60,661	63,775	64,666	65,700	66,500
過年度分	1,792	1,753	1,554	1,390	1,252
収納済額 (単位:億円)	60,470	63,741	64,619	65,677	66,404
現年度分	60,038	63,325	64,268	65,361	66,141
過年度分	433	416	352	316	263
保険料収納率 (単位:%)	96.8	97.3	97.6	97.9	98.0
現年度分	99.0	99.3	99.4	99.5	99.5
過年度分	24.1	23.7	22.6	22.7	21.0

(注1) 徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分。

(注2) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合。

(注3) 各計数は四捨五入している。

(1) 納期内納入の励行指導

- 保険料の納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対して口座振替による保険料納付の促進や納期内納入に関する依頼文書について納入告知書を送付する際に同封するなど、納期内納入についての励行指導を実施。

〈参考〉口座振替実施率の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
口座振替実施率	81.6%	81.3%	85.7%	85.5%	85.2%

(2) 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- ① 保険料滞納の発生防止のための速やかな納付督促、滞納処分の早期着手に努め、不渡りや倒産に関する情報の早期把握、財産調査の徹底など、確実な滞納処分の実施。

〈参考〉差押え事業所数の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
差押え事業所数 (単位:所)	(20,474) —	(17,630) —	(17,223) 13,132	13,631	15,613

(注) 差押えをした実事業所数を計上。なお、16年度以前の()は、差押えをした延べ事業所数である。

- ② 長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等について、地方社会保険事務局と社会保険事務所が一体となった効果的かつ効率的な対策の実施。

〈参考〉滞納事業所数の推移

	平成15年5月末	平成16年5月末	平成17年5月末	平成18年5月末	平成19年5月末
滞納事業所数 (単位:所)	138,270	127,442	113,777	105,545	108,070

(注) 各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部を、社会保険オンラインシステム上で未納となっている事業所数を集計したものである。

(3) 平成19年度における取組み

- ① 保険料債権の収納対策の向上及び確実な保険料収納の確保を図るため、滞納整理事務に係る初期手順のマニュアルを整備。
- ② 計画的かつ確実に保険料収納率の向上を図るため、各社会保険事務所・事務局毎に取組み目標及び具体的な計画等を定めた行動計画を策定し、これに基づき徴収対策を推進。〔行動計画の概要については、別添4のとおり〕
- ③ 長期に滞納する事業所に対する滞納整理事務の徹底による適正な債権管理を推進するため、その取扱いを整備。

3. 医療費の適正化

(1) レセプト点検調査

- 平成18年度においては、引き続き、レセプト情報管理システムを活用し縦覧点検を中心とした内容点検調査を効率的かつ効果的に実施し、その結果、内容点検調査における過誤調整の件数については15.3%、金額については10.6%対前年度に比べて増加した。
また、昨年8月からレセプト情報管理システムを改修し、傷病名によるレセプト抽出を可能とするなどレセプト点検調査の強化に努めた。

※平成18年度のレセプト点検調査の状況については別添5及び6を参照。

(2) 診療報酬明細書等の開示

- 平成17年4月施行の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等を踏まえ「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に基づき実施

※「平成18年度の診療報酬明細書等の開示状況」については別添7を参照。

4. 保健事業

(1) 生活習慣病予防健診

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
検 査 費 (単位：億円)	450 (▲19.5%)	434 (▲3.6%)	414 (▲4.8%)	411 (▲0.7%)	418 (1.7%)
一般健診実施者数 (単位：千人)	3,231 (1.1%)	3,137 (▲2.9%)	3,479 (10.9%)	3,686 (5.9%)	4,010 (8.8%)

(注) 括弧内は、対前年度伸び率。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
事後指導実施者数 (単位：千人)	448	451	502	582	654

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、平成20年度からすべての保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象として、「メタボリックシンドローム（糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病のリスクが重なって存在する状態である内臓脂肪症候群）」に着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられることとされた。

政管健保においても、平成20年4月からの特定健診等の実施に向け、健診受診率等向上のため、未受診事業所中心の受診勧奨、健診実施機関の拡大及び事後指導の充実を図ることとしている。

(2) 健康づくり事業

- 一次予防を中心とした健康づくり事業の推進 [平成15年4月～]
 - ・ 生活習慣病の予備軍及びその治療を行っている者に対して、厚生労働省指定運動療法施設において、保健師、健康運動指導士による運動等の生活習慣改善のためのプログラムの作成及び1ヶ月1回程度のフォローアップを原則6ヶ月間にわたり行う。事業の実施に当たっては、必要に応じて健康スポーツ医等の助言を得るよう、医療機関と提携。

一次予防を中心とした健康づくり事業の実施状況

(件)

	健診結果等に基づく実践者		療養計画書に基づく実践者		合 計	
	プログラム作成	フォローアップ	プログラム作成	フォローアップ	プログラム作成	フォローアップ
平成16年度	167,951	772,899	115	137	168,066	773,036
平成17年度	29,481	354,930	49	107	29,530	355,037
平成18年度	22,575	200,301	107	306	22,682	200,607

- ・ 平成17年度からは、健康保険料財源のみによる事業実施としたことから、対象者については、政府管掌健康保険の加入者を中心とするなど、絞込を行っている。

- 別添1 平成18年度適用の適正化対策の実施状況について
- 別添2 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業委託業務（市場化テストモデル事業）に係る評価について（平成18年度）
- 別添3 未適用事業所の解消等に向けた行動計画の策定について（概要）
- 別添4 保険料収納率の向上に向けた行動計画の策定について（概要）
- 別添5 縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定件数、点数の比較（対前年度比）
- 別添6 政府管掌健康保険におけるレセプト点検調査の現状
- 別添7 レセプト開示実施状況
- 別添8 政管健保生活習慣病予防検診の都道府県別受診率（平成16～18年度）
- 別添9 政管健保における特定健康診査等の実施について（案）

平成18年度 適用の適正化対策の実施状況について

1 未適用事業所の適用促進

- 適用した事業所数 **8,459 事業所**
(うち職権適用 87事業所)
- 適用した被保険者数 **42,638 人**
(うち職権適用 1,029人)
- 未適用事業所数 **86,140 事業所**

○適用した
事業所数

10,883事業所
(前年度適用した事業所数
5,084事業所)

○適用した
被保険者数

53,878人

未適用事業所数
(平成18年度末)

97,427事業所
(前年度末未適用事業所数
63,539事業所)

2 市場化テスト(適用促進)事業

- 適用した事業所数 **2,424 事業所**
- 適用した被保険者数 **11,240 人**
- 未適用事業所数 **11,287 事業所**

3 適用事業所の事業所調査

- 適用した被保険者数 **62,122 人**

〔資格関係事業所調査件数〕

- 調査件数 **460,916 事業所**
(※適用事業所数に占める割合 28.65%)

平成18年度 未適用事業所の適用促進の実施内訳について

1 適用促進対象事業所の選定の実施状況

- 対象事業所数 157,999 事業所
- 適用促進対象事業所として選定した事業所数 61,638 事業所

2 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

	実施事業所数	指 導 結 果			
		適用に結びついた事業所数	適用に至っていない事業所数	適用済であった事業所数	適用対象外等事業所数
文書加入指導	70,937	2,352	57,292	3,622	7,671
巡回説明	43,755	1,315	25,257	2,280	14,903
呼出加入指導	8,657	403	7,264	80	910
戸別訪問等加入指導	6,786	805	5,046	80	855
職権適用		87	(被保険者数) 1,029人		
上記以外による適用		3,497			

※ 上記の実施状況は、平成17年度末現在において未適用となっている63,539事業所に対する加入指導等を含む。

3 未適用事業所数(平成19年3月末現在)

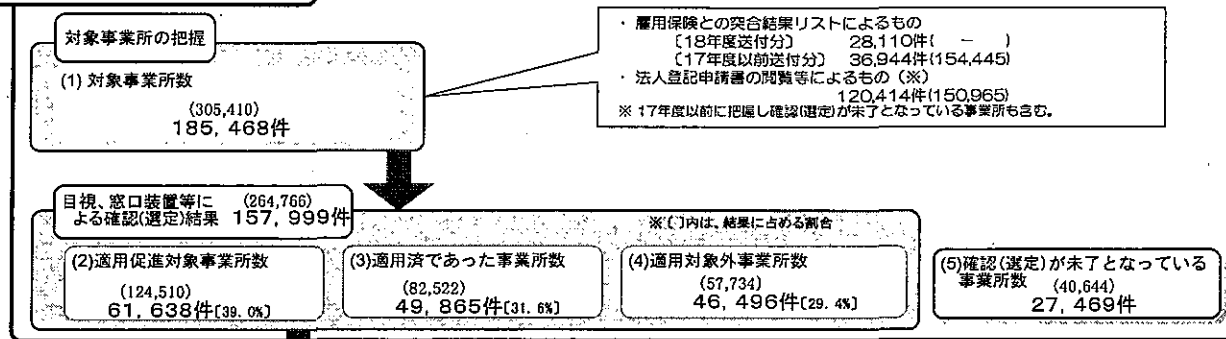
事業所数	従 業 員 規 模				
	5人未満	5人～9人	10人～14人	15人～19人	20人以上
	(78.9%)	(16.5%)	(2.9%)	(0.8%)	(0.9%)
86,140	67,994	14,183	2,500	674	789

* ()は構成割合、小数点以下第2位を四捨五入

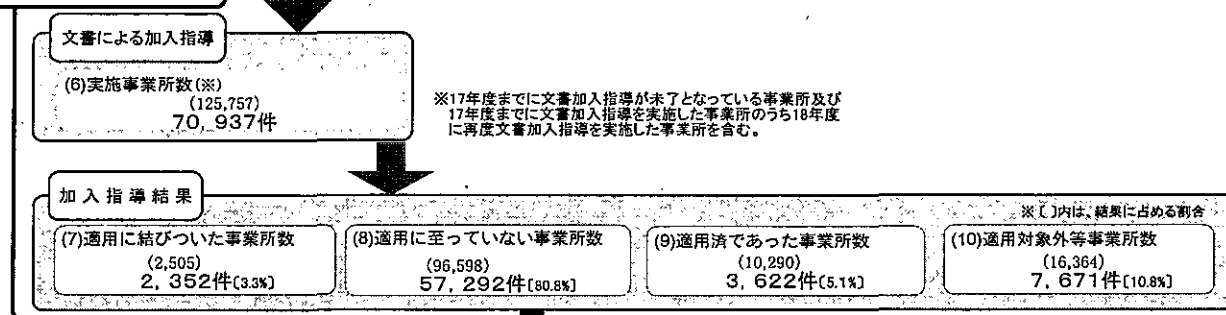
平成18年度 未適用事業所の適用促進の実施内訳の詳細

※()内は、17年度実施状況である。

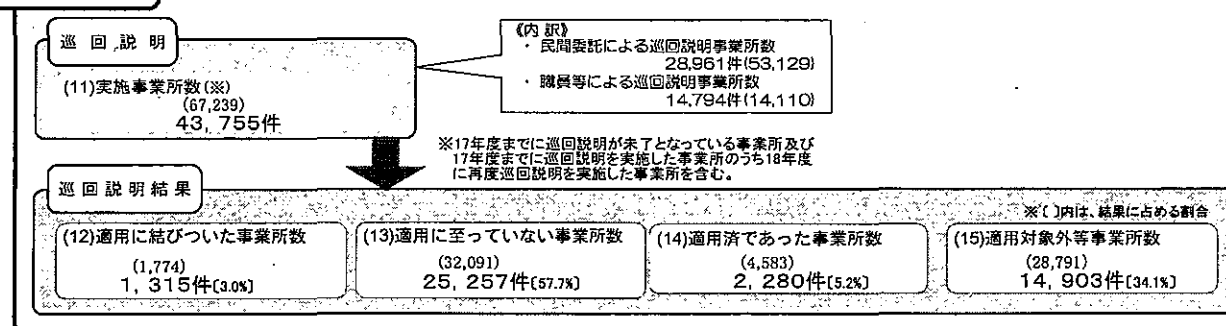
1. 適用促進対象事業所の選定



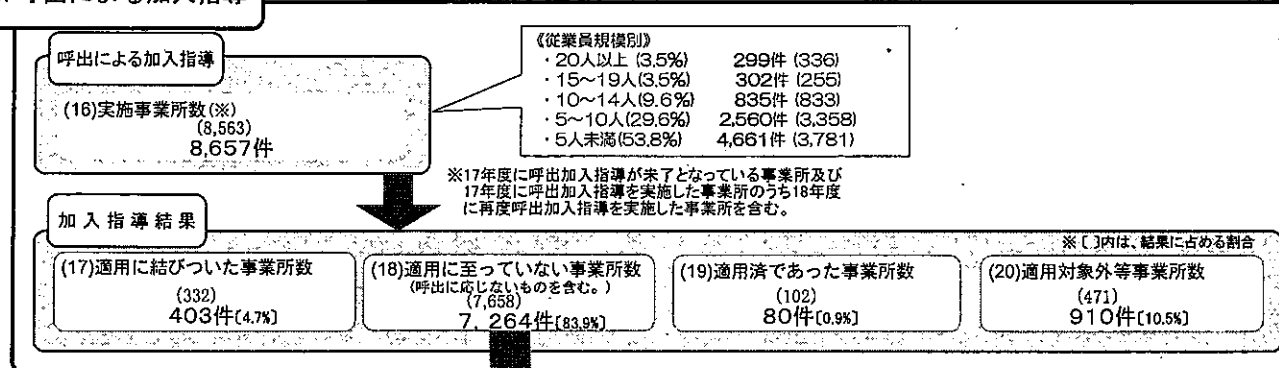
2. 文書による加入指導



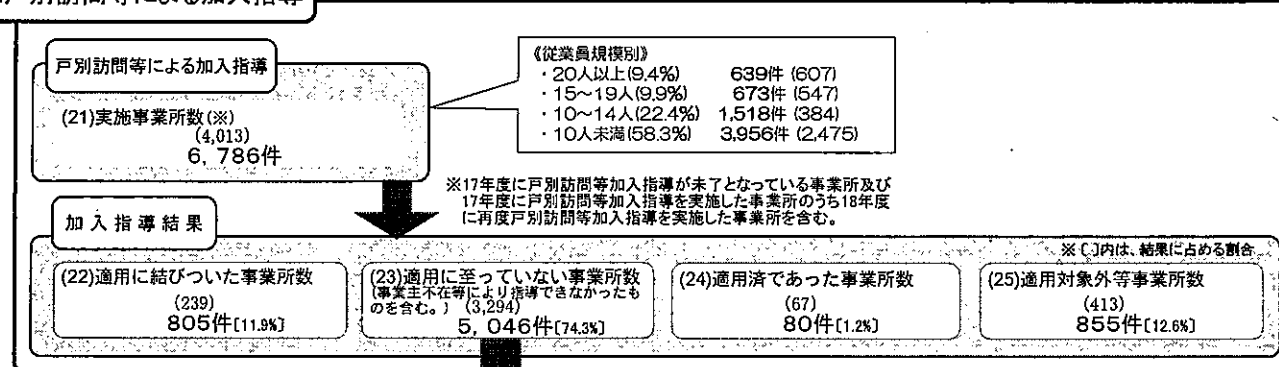
3. 巡回説明



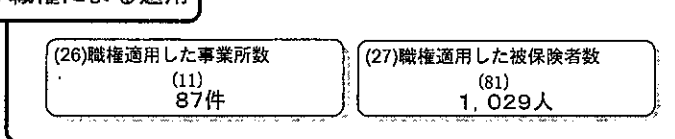
4. 呼出による加入指導



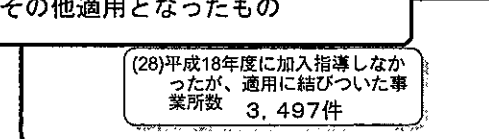
5. 戸別訪問等による加入指導



6. 職権による適用



7. その他適用となったもの



(注) 平成17年度末現在において未適用となっている事業所(63,539件)に対して、18年度における適用促進の結果、計7,657件が適用に至ったこと等により解消され、平成18年度末現在において、引き続き、未適用となっている事業所数は55,882件となっている。

- ・適用に至った事業所数 4,706件(うち職権適用75件)
- ・適用対象外等であった事業所数 2,951件

平成18年度 市場化テスト(適用促進)事業の実施内訳について

- ◆ 平成18年度については、全国の社会保険事務所のうち、政令指定都市を中心にその周辺地域も含めて、13地区104ヶ所の社会保険事務所を対象として実施。

対象地区 (事務所数)	受託事業者	巡回説明 実施事業所数	確認した 未適用事業所数 (①)	うち加入に結びついた 事業所及び被保険者		未適用事業所数 (①-②)
				事業所数(②)	被保険者数	
北海道地区(4社保)	キャリアバンク(株)	2,935	1,855	341	1,281人	1,514
宮城地区(4社保)	宮城県社会保険労務士会	1,736	747	98	601人	649
埼玉地区(5社保)	(株)アイ・シー・アール	1,383	576	47	144人	529
千葉地区(4社保)	千葉県社会保険労務士会	1,079	687	82	441人	605
東京地区(26社保)	東京都社会保険労務士会	4,000	2,735	799	4,695人	1,936
神奈川地区(7社保)	(株)アイ・シー・アール	1,246	817	65	235人	752
静岡地区(4社保)	静岡県社会保険労務士会	1,237	605	130	619人	475
愛知地区(8社保)	(株)アイ・シー・アール	1,877	887	102	282人	785
京都地区(5社保)	京都府社会保険労務士会	578	527	170	655人	357
大阪地区(14社保)	大阪府社会保険労務士会	1,621	1,587	237	1,143人	1,350
兵庫地区(8社保)	兵庫県社会保険労務士会	1,996	936	135	468人	801
広島地区(6社保)	広島県社会保険労務士会	2,476	438	41	160人	397
福岡地区(9社保)	(株)アイ・シー・アール	3,276	1,314	177	516人	1,137
合計		25,440	13,711	2,424	11,240人	11,287

平成18年度 適用事業所調査の実施内訳について

[参考3]

1 資格関係事業所調査の実施結果

(1) 資格関係事業所調査件数 460,916 事業所 (496,954)

[※適用事業所数に占める割合 28.65%]

(2) 調査により適用した被保険者数 62,122 人 (—)

2 調査官総合調査の実施結果

(1) 調査官総合調査件数 388,322 事業所 (376,818)

[※うち重点調査件数 94,234件]

(2) 調査官総合調査の結果

① 資格得喪関係

・ 調査により改善した事業所数 39,019 事業所 (46,309)

・ 調査により改善した被保険者数 137,249 人 (159,664)

② 標準報酬月額関係

・ 調査により改善した事業所数 75,360 事業所 (80,243)

・ 調査により改善した被保険者数 210,527 人 (208,565)

※ () は前年度の数値。

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する
適用促進事業委託業務（市場化テストモデル事業）に係る
評価について（平成18年度）

平成19年9月

社会保険庁運営部医療保険課

目 次

I 事業概要	9
II 適用促進業務の流れ	12
III 事業実績	13
IV 事業結果のまとめ	20
V 事業結果を踏まえた見直し	22

I 事業概要

1 目的

- ◆ 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進業務を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、未適用事業所の把握及び適用促進を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

なお、当該業務に係る市場化テストモデル事業は、平成17年度から実施しており、今年度は2年目となる。

2 対象業務

次の業務を包括的に委託し、効率的、効果的に実施する手段、手法については現行法の範囲内において受託者に委ねるものとする。

- ◆ 未適用事業所の把握業務

厚生年金保険等への加入勧奨を行うべき未適用事業所の把握

- ◆ 加入勧奨業務

事業所の現況（事業活動の有無、従業員数）を確認し、事業主に対して加入を促し、加入の意思を示す事業主から資格取得届を受領する。

3 実施期間

- ◆ 平成18年6月から平成19年3月まで

4 対象地区・受託事業者

- ◆ 当該事業については、全国312ヶ所の社会保険事務所のうち、政令指定都市を中心にその周辺地域も含めて、13地区104ヶ所の社会保険事務所を対象として実施した。

(注) 平成17年度の2地区5ヶ所の社会保険事務所から対象を拡大した。

対象地区	対象社会保険事務所	受託事業者	所在地
北海道地区 (4事務所)	札幌東、札幌西、札幌北、新さっぽろ	キャリアバンク (株)	北海道札幌市中央区北5条西5-7
宮城地区 (4事務所)	仙台東、仙台南、仙台北、古川	宮城県社会保険労務士会	宮城県仙台市青葉区本町1-9-5
埼玉地区 (5事務所)	浦和、大宮、川越、所沢、春日部	(株) アイ・シー・アール	愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8
千葉地区 (4事務所)	千葉、幕張、船橋、松戸	千葉県社会保険労務士会	千葉県千葉市中央区富士見2-7-5
東京地区 (26事務所)	麹町、神田、日本橋、京橋、港、新宿、杉並、中野、上野、文京、墨田、江東、江戸川、品川、蒲田、大森、渋谷、目黒、世田谷、池袋、北、板橋、練馬、足立、葛飾、荒川	東京都社会保険労務士会	東京都新宿区新小川町8-9
神奈川地区 (7事務所)	鶴見、港北、横浜中、横浜西、横浜南、川崎、高津	(株) アイ・シー・アール	愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8
静岡地区 (4事務所)	静岡、清水、島田、富士	静岡県社会保険労務士会	静岡県静岡市葵区東鷹匠9-2
愛知地区 (8事務所)	大曾根、中村、鶴舞、熱田、笠寺、昭和、名古屋西、名古屋北	(株) アイ・シー・アール	愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8
京都地区 (5事務所)	上京、中京、下京、京都南、京都西	京都府社会保険労務士会	京都府京都市上京区今出川通新町西入る弁財天332
大阪地区 (14事務所)	天満、福島、大手前、堀江、市岡、天王寺、難波、玉出、淀川、今里、城東、堺東、堺西、平野	大阪府社会保険労務士会	大阪府大阪市北区天満2-1-30
兵庫地区 (8事務所)	三宮、須磨、東灘、兵庫、尼崎、明石、西宮、加古川	兵庫県社会保険労務士会	兵庫県神戸市中央区下山手通7-10-4
広島地区 (6事務所)	広島東、広島西、広島南、福山、呉、三原	広島県社会保険労務士会	広島県広島市中区熾町3-54
福岡地区 (9事務所)	東福岡、博多、中福岡、西福岡、南福岡、久留米、小倉南、小倉北、八幡	(株) アイ・シー・アール	愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8

5 事業の収支状況

(単位：円)

対象地区	受託事業者	収入		支出	収支
		契約金額	合 計		
		成功報酬			
北海道地区	キャリアバンク (株)	1,050,000	2,645,399	10,010,671	△7,365,272
		1,595,399			
宮 城地区	宮城社会保険労務士会	1,326,780	2,019,666	3,308,582	△1,288,916
		692,886			
埼 玉地区	(株) アイ・シー・アール	4,250,400	4,287,204	4,061,095	226,109
		36,804			
千 葉地区	千葉県社会保険労務士会	1,890,000	2,416,465	3,280,424	△863,959
		526,465			
東 京地区	東京都社会保険労務士会	26,145,000	32,739,421	18,575,562	14,163,859
		6,594,421			
神奈川地区	(株) アイ・シー・アール	5,409,600	5,539,216	4,346,750	1,192,466
		129,616			
静 岡地区	静岡県社会保険労務士会	3,622,500	4,430,599	5,874,350	△1,443,751
		808,099			
愛 知地区	(株) アイ・シー・アール	5,726,175	5,855,791	5,530,655	325,136
		129,616			
京 都地区	京都府社会保険労務士会	4,804,271	5,650,770	5,090,525	560,245
		846,499			
大 阪地区	大阪府社会保険労務士会	12,789,000	14,123,565	12,794,194	1,329,371
		1,334,565			
兵 庫地区	兵庫県社会保険労務士会	7,245,000	7,673,852	8,051,395	△377,543
		428,852			
広 島地区	広島県社会保険労務士会	5,323,841	5,368,646	5,368,646	0
		44,805			
福 岡地区	(株) アイ・シー・アール	7,875,000	8,223,843	8,191,467	32,376
		348,843			
合 計		87,457,567	100,974,437	94,484,316	6,490,121
		13,516,870			

Ⅱ 適用促進業務の流れ

《代表的な業務の流れ》

受託事業者の適用促進

① 適用促進対象事業所の把握

- ・電話帳、民間の法人情報を活用
- ・会員情報を活用 など

※ 文書又は電話により、未適用事業所の現況確認を行う場合もある。

② 巡回説明

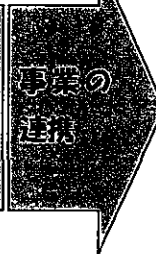
社会保険事務所の適用促進

③ 重点的な加入指導

- ・呼出による加入指導
- ・戸別訪問による加入指導

④ 職権による適用

- ・立入検査の実施



未適用事業所情報の引き継ぎ

加入勧奨指導等

未適用事業所

資格取得届等の提出

民間事業者
の創意工夫
が活かされる活用

Ⅲ 事業実績

1 事業目標の達成状況等

(平成19年3月末現在)

対象地区（事務所数）	受託事業者	①要求水準 (未適用事業所数)	確認した未適用事業所		加入に結びついた事業所及び被保険者			
			②事業所数	達成率 (②/①)	③事業所数	③/②	④被保険者数	1事業所当たり (④/③)
北海道地区（4社保）	キャリアバンク（株）	1,184所	1,855所	156.7%	341所	18.4%	1,281人	3.8人
宮城地区（4社保）	宮城県社会保険労務士会	702所	747所	106.4%	98所	13.1%	601人	6.1人
埼玉地区（5社保）	(株)アイ・シー・アール	506所	576所	113.8%	47所	8.2%	144人	3.1人
千葉地区（4社保）	千葉県社会保険労務士会	470所	687所	146.2%	82所	11.9%	441人	5.4人
東京地区（26社保）	東京都社会保険労務士会	2,392所	2,735所	114.3%	799所	29.2%	4,695人	5.9人
神奈川地区（7社保）	(株)アイ・シー・アール	644所	817所	126.9%	65所	8.0%	235人	3.6人
静岡地区（4社保）	静岡県社会保険労務士会	475所	605所	127.4%	130所	21.5%	619人	4.8人
愛知地区（8社保）	(株)アイ・シー・アール	839所	887所	105.7%	102所	11.5%	282人	2.8人
京都地区（5社保）	京都府社会保険労務士会	527所	527所	100.0%	170所	32.3%	655人	3.9人
大阪地区（14社保）	大阪府社会保険労務士会	1,288所	1,587所	123.2%	237所	14.9%	1,143人	4.8人
兵庫地区（8社保）	兵庫県社会保険労務士会	834所	936所	112.2%	135所	14.4%	468人	3.5人
広島地区（6社保）	広島県社会保険労務士会	552所	438所	79.3%	41所	9.4%	160人	3.9人
福岡地区（9社保）	(株)アイ・シー・アール	1,242所	1,314所	105.8%	177所	13.5%	516人	2.9人
合計		11,655所	13,711所	117.6%	2,424所	17.7%	11,240人	4.6人

(1) 事業目標の達成状況について

広島地区を除く12地区の受託事業者は、事業目標（要求水準）を達成した。ただし、要求水準に達した受託事業者のうち、北海道地区、宮城地区、千葉地区、静岡地区、兵庫地区の受託事業者の収支については、支出が上回る結果であった。支出額のうち調査・成功報酬の費用が、収入額の70%から100%を占めていることが主な要因であり、入札金額の見積もりが低かったものと考えられる。

※ 要求水準について・・・対象地区の対象社会保険事務所において、平成15年度と平成16年度に未適用事業所として把握した事業所数の実績平均を、各対象地区の受託事業者に対する要求水準とした。

(2) 事業目標（要求水準）を達成できなかった地区の要因について

事業目標を達成できなかった広島地区については、受託事業者の収入と支出が同額となっているが、当初の見込んだ予算を消化し、事業目標が未達成のまま中断したものであるが、受託事業者の経費の見込みが低かったものと考えられる。

また、受託事業者の目標達成においては、社会保険事務局の受託事業者に対する進捗状況の把握も重要であり、進捗管理が十分でなかったものとする。

(3) 加入勧奨による適用状況について

① 確認した未適用事業所については、受託事業者が巡回説明による加入勧奨を実施するが、そのうち、加入に結びついた事業所数の割合が高かった地区は、京都地区の32.3%、東京地区の29.2%、静岡地区21.5%の順となっている。

いずれも各都府県の社会保険労務士会が受託事業者として実施したところであり、社会保険労務士会の会員情報等を有効に活用したことや、社会保険労務士の専門性を生かした活動によるものと考えられる。

② 適用した事業所における1事業所当たりの平均被保険者数は、宮城地区が6.1人、東京地区が5.9人、千葉地区が5.4人、大阪地区が4.8人、静岡地区が4.8人と13地区の平均4.6人に対して高い数値となっている。

これらの地区については、受託事業者が従業員規模の大きい事業所を対象として加入勧奨を実施したことなどが要因として考えられる。

2 受託事業者と対象社会保険事務所との事業実績の比較

対象地区	適用促進対象事業所数		巡回説明実施事業所数		確認した未適用事業所数の比較						加入に結びついた事業所		(C/D)
	受託者 (A)	事務所 (B)	受託者 (C)	事務所 (D)	受託者			事務所			受託者 (G)	事務所 (H)	
					(E)	(E/A)	(E/C)	(F)	(F/B)	(F/D)			
北海道	13,007	4,022	2,935	3,909	1,855	14.3%	63.2%	1,635	40.7%	41.8%	341	198	172.2%
宮城	1,736	1,775	1,736	1,580	747	43.0%	43.0%	833	46.9%	52.7%	98	136	72.1%
埼玉	1,383	17,812	1,383	2,638	576	41.6%	41.6%	1,352	7.6%	51.3%	47	124	37.9%
千葉	2,027	2,425	1,079	1,197	687	33.9%	63.7%	636	26.2%	53.1%	82	49	167.3%
東京	6,383	12,953	4,000	2,878	2,735	42.8%	68.4%	1,345	10.4%	46.7%	799	382	209.2%
神奈川	2,152	5,353	1,246	934	817	38.0%	65.6%	333	6.2%	35.7%	65	140	46.4%
静岡	1,564	990	1,237	891	605	38.7%	48.9%	358	36.2%	40.2%	130	35	371.4%
愛知	2,489	2,521	1,877	2,484	887	35.6%	47.3%	1,605	63.7%	64.6%	102	78	130.8%
京都	1,865	2,964	578	1,764	527	28.3%	91.2%	621	21.0%	35.2%	170	168	101.2%
大阪	2,038	3,971	1,621	2,225	1,587	77.9%	97.9%	921	23.2%	41.4%	237	34	697.1%
兵庫	3,083	3,303	1,996	2,063	936	30.4%	46.9%	576	17.4%	27.9%	135	26	519.2%
広島	2,476	2,678	2,476	734	438	17.7%	17.7%	428	16.0%	58.3%	41	320	12.8%
福岡	4,404	4,105	3,276	2,931	1,314	29.8%	40.1%	1,374	33.5%	46.9%	177	640	27.7%

※ 社会保険事務所の数値については、市場化テスト対象地区の17年度実績である。

(1) 確認した未適用事業所数の実績について

受託事業者の巡回説明を実施した事業所に対する確認した未適用事業所数の割合については、受託事業者が社会保険事務所の実績を上回っているところが8地区、下回っているところが5地区であり、必ずしも受託事業者の割合が高いものとはなっていない。

また、京都地区及び大阪地区の受託事業者は、巡回説明を実施した事業所に対する確認した未適用事業所数の割合が90%を超えているが、これは予め社会保険労務士会の会員情報等、未適用事業所としての確実性が高い情報を得ていることによるものと判断される。

なお、広島地区においては、事業目標が達成できなかったが、巡回説明を実施した事業所数に対する確認した未適用事業所数も17.7%と低調であり、受託事業者の実施方針の見直し及び進捗管理の徹底に問題があったものと考えられる。

(2) 加入に結びついた事業所数について

未適用事業所の加入に結びついた事業所数について、受託事業者が社会保険事務所の実績を上回っているところが8地区であった。特に、社会保険事務所の実績を大きく上回っているのは、大阪地区(697.1%)、兵庫地区(519.2%)、静岡地区(371.4%)、東京地区(209.2%)であった。加入に結びついた事業所の内訳では、社会保険労務士会の会員情報によるものが90%以上と非常に高いものとなっており、各会員が提供した事業所情報をもとに積極的に加入勧奨を実施した結果によるものと考えられる。

一方、社会保険事務所の実績の半数にも満たないのが、埼玉地区(37.9%)、神奈川地区(46.4%)、広島地区(12.8%)、福岡地区(27.7%)の4地区であった。

3 受託事業者と対象社会保険事務所との事業コストの比較

(単位：千円)

対象地区	費用総額の比較			1事業所当たりの費用の比較								
				巡回説明の費用			未適用事業所と確認した費用			加入に結びついた費用		
	受託者 (A)	事務所 (B)	(A/B)	受託者 (A)	事務所 (B)	(A/B)	受託者 (A)	事務所 (B)	(A/B)	受託者 (A)	事務所 (B)	(A/B)
北海道地区	10,011	24,639	40.6%	3.4	6.3	54.0%	5.4	15.1	35.8%	29.4	124.4	23.6%
宮城地区	3,309	9,813	33.7%	1.9	6.2	30.6%	4.4	11.8	37.3%	33.8	72.2	46.8%
埼玉地区	4,061	38,798	10.5%	2.9	14.7	19.7%	7.1	28.7	24.7%	86.4	312.9	27.6%
千葉地区	3,280	6,516	50.3%	3.0	5.4	55.6%	4.8	10.2	47.1%	40.0	133.0	30.1%
東京地区	18,576	28,717	64.7%	4.6	10.0	46.0%	6.8	21.4	31.8%	23.2	75.2	30.9%
神奈川地区	4,347	7,733	56.2%	3.5	8.3	42.2%	5.3	23.2	22.8%	66.9	55.2	121.2%
静岡地区	5,874	5,682	103.4%	4.7	6.4	73.4%	9.7	15.9	61.0%	45.2	162.3	27.8%
愛知地区	5,531	22,621	24.5%	2.9	9.1	31.9%	6.2	14.1	44.0%	54.2	290.0	18.7%
京都地区	5,091	8,525	59.7%	8.8	4.8	183.3%	9.7	13.7	70.8%	29.9	50.7	59.0%
大阪地区	12,794	16,912	75.7%	7.9	7.6	103.9%	8.1	18.4	44.0%	54.0	497.4	10.9%
兵庫地区	8,051	15,258	52.8%	4.0	7.4	54.1%	8.6	26.5	32.5%	59.6	586.8	10.2%
広島地区	5,369	23,694	22.7%	2.2	32.3	6.8%	12.3	55.4	22.2%	131.0	74.0	177.0%
福岡地区	8,191	23,337	35.1%	2.5	8.0	31.3%	6.2	17.0	36.5%	46.3	36.5	126.8%

※1 社会保険事務所の費用については、市場化テスト対象地区の17年度実績である。

※2 1事業所当たりの費用の比較については、費用総額を巡回説明件数、未適用事業所と確認した件数、加入に結びついた件数で除して比較。

(1) 費用総額の比較

13地区のうち12地区の受託事業者の費用総額は、社会保険事務所の費用総額を下回っている。ただし、未適用事業所の加入に結びついた事業所数が社会保険事務所の実績より下回った受託事業者は、殆どが社会保険事務所の費用総額の5割以下（埼玉地区：10.5%、広島地区：22.7%、福岡地区：35.1%、宮城地区：33.7%、ただし神奈川地区：56.2%）であり、要求水準の達成に重点が置かれ、未適用事業所を加入に結びつける観点からは事業が十分に実施されなかったものとする。

一方、上回っているところは概ね費用総額の5割以上であり（静岡地区：103.4%、大阪地区：75.7%、東京地区：64.7%、京都地区：59.7%、兵庫地区：52.8%、千葉地区：50.3%、ただし北海道地区40.6%、愛知地区：24.5%）、未適用事業所を加入に結びつけるには、ある程度の費用を投入することが必要と考える。

なお、静岡地区の場合は、受託事業者の費用総額が社会保険事務所のものを上回っているが、巡回説明実施事業所数、確認した未適用事業所数、加入に結びついた事業所数のいずれの件数も受託事業者が社会保険事務所の件数を大幅に上回り、成果を上げている。

(2) 1事業所当たりの費用の比較

巡回説明費用の比較においては、京都地区及び大阪地区のみが社会保険事務所の1事業所当たりの費用を上回る結果となっている。また両地区は、社会保険事務所の未適用事業所の加入に結びついた事業所数の実績を上回っていることから、要求水準の達成及び適用することを重視する観点から経費をかけたものとする。

4 受託事業者間の事業比較

(1) 加入に結びついた1事業所当たりに対する費用の順位

	受託事業者	加入に結びついた事業所数	1事業所当たり費用
1位	(東京地区) 東京都社会保険労務士会	799事業所	23.2千円
2位	(北海道地区) キャリアバンク(株)	341事業所	29.4千円
3位	(京都地区) 京都府社会保険労務士会	170事業所	29.9千円
4位	(宮城地区) 宮城県社会保険労務士会	98事業所	33.8千円
5位	(千葉地区) 千葉県社会保険労務士会	82事業所	40.0千円

(2) 確認した未適用事業所のうち加入に結びついた事業所割合の順位

	受託事業者	確認した未適用事業所数	加入に結びついた事業所数	加入に結びついた割合
1位	(京都地区) 京都府社会保険労務士会	527事業所	170事業所	32.26%
2位	(東京地区) 東京都社会保険労務士会	2,735事業所	799事業所	29.21%
3位	(静岡地区) 静岡県社会保険労務士会	605事業所	130事業所	21.49%
4位	(北海道地区) キャリアバンク(株)	1,855事業所	341事業所	18.38%
5位	(大阪地区) 大阪府社会保険労務士会	1,587事業所	237事業所	14.93%

- 京都地区及び東京地区の確認した未適用事業所数のうち加入に結びついた事業所数は、約3割であり優れた事業実績を上げた。このような優れた実績は、社会保険労務士会の会員情報等を有効に活用し効果的に加入勧奨を実施したことによるものと考えられる。

IV 事業結果のまとめ

1 事業目標の達成について

受託事業者における要求水準（事業目標）は、12地区で達成され、1地区（広島地区）で達成されなかった。

各社会保険事務局においては、受託事業者からの実施状況報告書により、事業の進捗管理を行い、的確な指示をしたことにより要求水準（事業目標）を達成した点については評価できる。

一方、達成できなかった地区については、各月の進捗状況についての社会保険事務局で管理が徹底されていなかったこと及び受託事業者において計画的に事業を実施できなかったことが原因としてあげられる。

2 未適用事業所の把握について

(1) 雇用保険の事業所情報、法務局等での新設法人情報、NTTタウンページ情報や社会保険労務士会の会員情報から未適用事業所の把握を行う受託事業者が多くみられた。

(2) 受託事業者は、要求水準を達成するために未適用事業所に該当するか否かの確認作業は、必要な分だけ適用促進対象事業所と選定する傾向であった。

一方、社会保険事務所においては、雇用保険の事業所情報との突合情報、法務局の新設法人情報、被保険者からの未適用事業所である旨の情報提供について、全て適用事業所に該当するか否かの確認を行っているため、適用促進対象事業所に対する未適用事業所の割合は、受託事業者の方が高い数値となる傾向にある。

3 加入勧奨について

受託事業者に包括的に委託した未適用事業所の把握及び加入勧奨について、要した費用を社会保険事務所の実績と比較した結果、一部を除き、受託事業者の費用対効果が優れていると判断された。

コスト面において、受託事業者と社会保険事務所との間で大きな差を生じた要因については、

(1) 社会保険事務所においては、交通の便が悪く非効率なところも含め取り組みを実施している。また、接触が困難な事業所についても、時間帯を変更して複数回訪問を行うなど、人件費等のコストがかかっている。

(2) 受託事業者においては、電話又は文書により未適用事業所と確認した上で、訪問による加入勧奨を実施し、電話又は文書により未適用事業所と確認ができなかった事業所については、訪問による加入勧奨の対象から除外するなどして、人件費等のコストを抑えて効率的に加入勧奨の実施を行っている。

4 事業の進捗管理について

受託事業者は、巡回説明の担当者から毎月の実施結果状況の報告を受けていたが、巡回担当者の各月の実施計画の確認を行っていなかった。このため、社会保険事務局では受託事業者から中間段階で事業の実施見通しの情報を得ることが難しく、年間の要求水準（事業目標）に対する進捗管理に苦慮した。

5 受託事業者からの主な意見について

- (1) 社会保険事務所の窓口装置の操作に時間を要し、未適用事業所の確認作業に苦慮した。
- (2) 受託事業者名で加入勧奨状を送付した場合、開封されず捨てられるケースが多く見受けられた。
- (3) 訪問を実施している者からの報告が巡回説明終了後となるため、毎月の進捗管理が的確に行えなかった。
- (4) 法務局の新設法人の登記情報では、電話番号もなく、所在地に行っても事業所がない等のケースが多くあった。
- (5) 訪問回数は、必ず3回実施するのではなく、相手方に加入意志がある場合などにより実施回数を設定できる方が良かった。

V 事業結果を踏まえた見直し

1 市場化テストのモデル事業について

- (1) 市場化テストのモデル事業の平成17年度及び平成18年度の実施状況、民間が企画提案した未適用事業所の適用促進対策の内容を分析した結果、新設法人情報や雇用保険の事業所情報等を活用し、文書・電話勧奨と訪問による加入勧奨により、効率的かつ効果的に事業を実施することができる結果が得られた。
- (2) このため、今後は定型化した適用促進業務について、一般競争入札による民間委託を全国展開することとし、その実施に当たっては、市場化テストのモデル事業の実績評価を参考に、民間委託のメリットを活用した取組みを実施する。
- (3) また、雇用保険の事業所情報や新設法人情報を活用し、より一層の適用促進を図ることを総務省の行政評価で勧告され、早急な対応を求められているため、平成19年度から適用促進業務の一部について、効率的かつ効果的な民間委託を実施する。

2 適用促進事業の実施面における具体的な改善について

(1) 民間事業者との連携

社会保険事務所においては、民間事業者が加入勧奨等を実施したにもかかわらず、加入の意思を示さない事業主について、重点的な加入指導や立入調査など国が行うべき業務に特化して取組むとともに、未適用事業所の管理を徹底し、民間事業者との協力連携体制の構築による事業強化を図る必要がある。

(2) 情報の早期提供

速やかな社会保険事務所の加入指導を実施し、適用促進を図るため民間事業者との緊密な連携を図り、未適用事業所情報の的確かつ迅速な引継ぎを行う必要がある。

未適用事業所の解消等に向けた行動計画の策定について(概要)

1 基本方針

- (1) 未適用事業所の解消を推進するために、重点的な加入指導の対象事業所への計画的な加入指導や立入検査による職権適用を推進。
- (2) 未適用事業所を的確に把握し、継続的な加入指導の管理を徹底するために、民間委託業者との連携や事蹟管理システムを活用し管理。
- (3) 適用の適正化を強力に推進するために、被保険者等や関係機関からの情報提供などを活用して選定した事業所について、重点的に調査を実施。

2 行動計画の策定等について

(1) 目標の設定

- ① 前年度を大幅に上回る重点的な加入指導（職権適用を含む）により、適用に結び付ける事業所数（定量的な目標）
- ② 未適用事業所の的確な把握及び管理の徹底（定性的な目標）
- ③ 事業所調査効果件数（特に資格得喪関係）について、前年度を大幅に上回る件数（定量的な目標）

(2) 行動計画の策定

① 適用促進業務の分析等

各社会保険事務局の適用促進業務の現状を分析し、未適用事業所の早期解消を図る実効ある取組方針を策定。

② 重点的な加入指導の実施計画

平成19年度1年間の重点的な加入指導の対象事業所数の目標を達成するため、各月ごとの重点的な加入指導の計画数を設定。

③ 立入検査の実施計画

平成18年度までに重点的な加入指導を実施してきた事業所数相当を、平成19年度に最終的に立入検査を実施することとして計画数を設定。

④ 民間委託の活用

民間委託により実施する加入勧奨業務に関して、的確なものとなるように委託事業者との連携を図る。

⑤ 重点的な事業所調査等の実施計画

適用事業所に対する平成19年度1年間の重点的な事業所調査等の目標数を達成するため、各月ごとの重点的な事業所調査の計画数を設定。

保険料収納率の向上に向けた行動計画の策定について（概要）

1 基本方針

- (1) 保険料収納率の向上のために、現年度分保険料の確実な収納を図る観点から、新規滞納事業所への初期対応を徹底。
- (2) 滞納処分の的確な実施や債権管理の適正化のために、繰越滞納事業所の計画的な解消及び時効中断措置を徹底。

2 行動計画の策定等について

(1) 目標の設定

- ① 中長期的な現年度分保険料収納率（定量的な目標）
- ② 繰越滞納事業所の適切な管理の徹底（定性的な目標）

(2) 行動計画の策定

① 徴収対策の分析等

各社会保険事務局の滞納整理事務の現況を分析し、徴収対策の取組方針を策定。

② 現年度分保険料収納の実施計画（初期対応）

現年度分保険料収納率、新規適用事業所の口座振替実施率

初期手順要領の実施状況（呼出納付督促率、臨場納付督促率、初期手順による滞納解消達成率

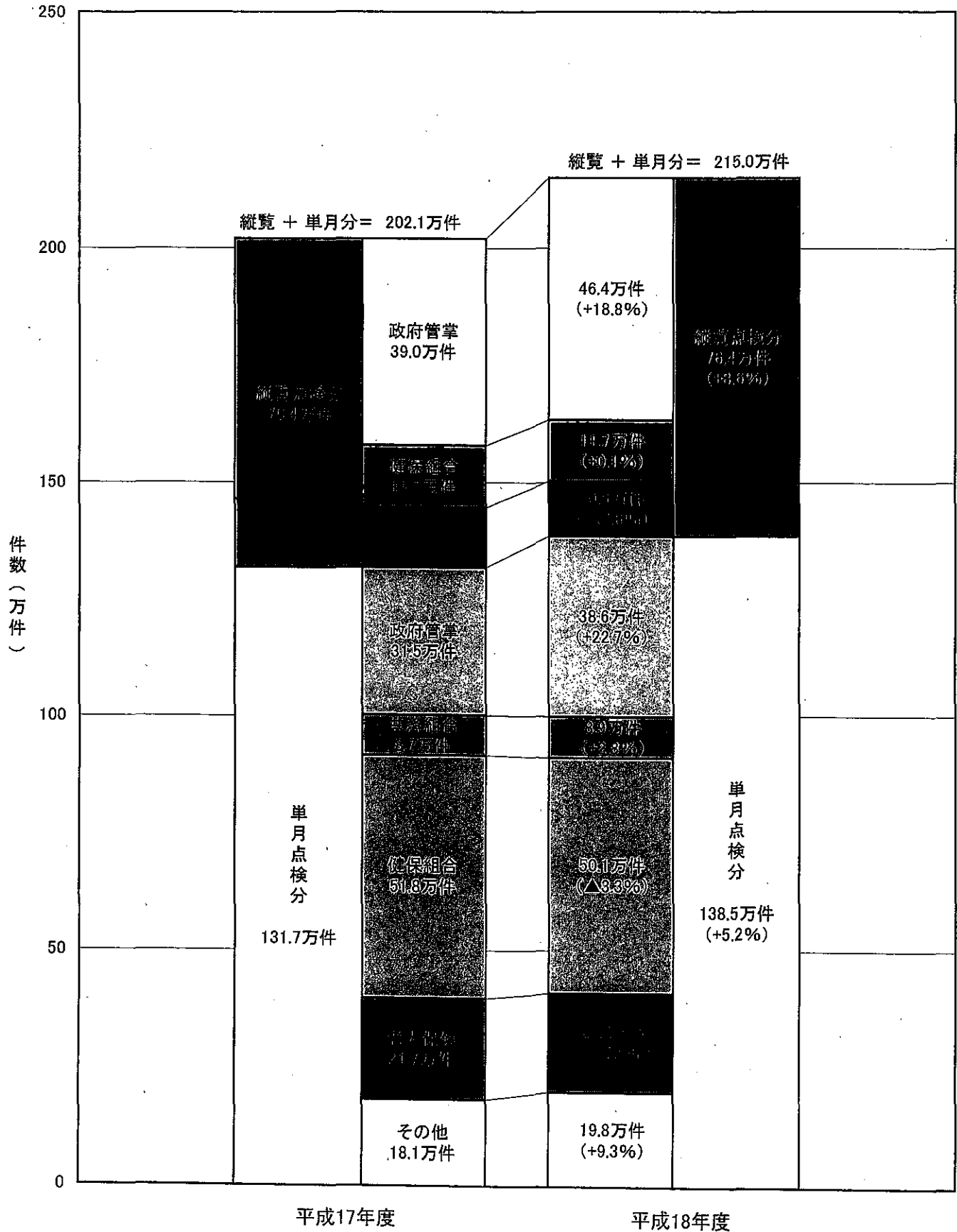
③ 過年度分保険料収納の実施計画（債権管理の適正化）

繰越滞納事業所の解消数、繰越滞納事業所に対する時効中断措置の徹底、長期滞納事業所（24月超）の滞納月数の解消等

縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定件数の比較(対前年度比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成18年4月審査分～平成19年3月審査分

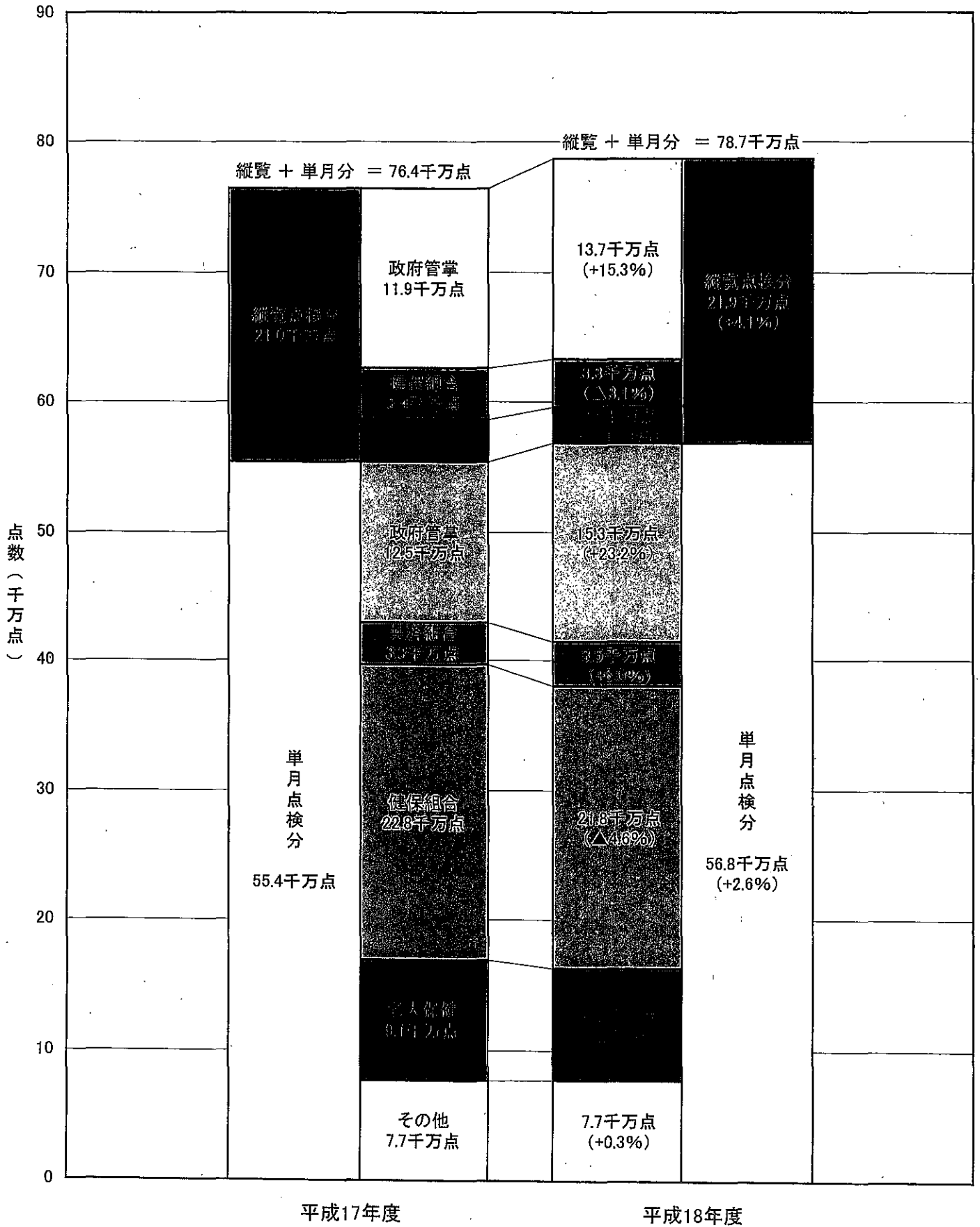


注1:平成18年度の()内の数値は、平成17年度に対する伸び率である。
 注2:「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定点数の比較(対前年度比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成18年4月審査分～平成19年3月審査分



注1 : 平成18年度の()内の数値は、平成17年度に対する伸び率である。

注2 : 「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

政府管掌健康保険におけるレセプト点検調査の現状

社会保険事務局事務センターにおいて、医療給付費の返還又は診療報酬請求額の調整を求めたレセプト件数及び金額

(単位:千件・百万円)

	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
レセプト総件数(一般分)・医療給付費 (単位:千件、億円)	321,899 (0.4%)	36,331 (▲3.5%)	319,000 (▲0.9%)	33,625 (▲7.4%)	323,676 (1.5%)	33,754 (0.4%)	341,511 (5.5%)	35,173 (4.2%)	346,408 (1.4%)	35,326 (0.4%)	
政管健保一般分	資格点検	3,485 (▲0.5%)	49,558 (▲7.3%)	3,469 (▲0.5%)	46,327 (▲6.5%)	3,705 (6.8%)	47,458 (2.4%)	3,092 (▲16.5%)	41,108 (▲13.4%)	2,820 (▲8.8%)	39,134 (▲4.8%)
	外傷点検	220 (▲3.5%)	12,480 (1.5%)	229 (4.1%)	11,447 (▲8.3%)	205 (▲10.5%)	9,703 (▲15.2%)	187 (▲8.8%)	8,876 (▲8.5%)	176 (▲5.9%)	8,466 (▲4.6%)
	内容点検	908 (0.8%)	12,549 (48.1%)	905 (▲0.3%)	12,791 (1.9%)	1,084 (19.8%)	14,017 (9.6%)	1,222 (12.7%)	15,424 (10.0%)	1,409 (15.3%)	17,052 (10.6%)
	計	4,613 (▲0.4%)	74,587 (0.5%)	4,603 (▲0.2%)	70,565 (▲5.4%)	4,994 (8.5%)	71,178 (0.9%)	4,501 (▲9.9%)	65,408 (▲8.1%)	4,406 (▲2.1%)	64,652 (▲1.2%)

(注1) 括弧内は、対前年度伸び率

(注2) 端数整理により合計が一致しない場合がある

(参考)

	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
老人分	資格点検	636	25,280	648	24,861	591	22,838	463	18,853	470	19,160
	内容・外傷	355	3,546	364	4,884	339	4,799	312	4,086	305	3,811
	計	991	28,826	1,012	29,745	930	27,637	775	22,939	775	22,971

レセプト開示実施状況 (本人分)

(平成18年4月～平成19年3月末受付)

都道府県	請求者数	請求枚数	開示	部分開示	不開示	不存在	保留中(注)
北海道	23	652	618	0	0	34	0
青森県	7	66	64	0	0	2	0
岩手県	1	52	52	0	0	0	0
宮城県	11	153	136	16	0	1	0
秋田県	1	24	19	0	0	5	0
山形県	4	121	44	0	0	77	0
福島県	6	124	96	0	0	28	0
茨城県	2	72	72	0	0	0	0
栃木県	4	21	20	0	0	1	0
群馬県	5	101	87	0	0	14	0
埼玉県	16	154	135	0	0	19	0
千葉県	8	80	74	0	0	6	0
東京都	71	764	613	0	0	151	0
神奈川県	20	213	117	0	0	96	0
新潟県	5	35	35	0	0	0	0
富山県	1	101	101	0	0	0	0
石川県	9	63	60	0	0	3	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	7	49	46	0	0	3	0
長野県	5	163	163	0	0	0	0
岐阜県	5	29	29	0	0	0	0
静岡県	4	36	36	0	0	0	0
愛知県	27	379	368	0	0	11	0
三重県	14	63	62	0	0	1	0
滋賀県	4	57	57	0	0	0	0
京都府	22	287	282	0	0	5	0
大阪府	44	618	525	0	0	93	0
兵庫県	38	375	375	0	0	0	0
奈良県	5	60	59	0	0	1	0
和歌山県	4	134	134	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0
島根県	6	35	35	0	0	0	0
岡山県	4	17	17	0	0	0	0
広島県	11	121	121	0	0	0	0
山口県	11	118	117	0	0	1	0
徳島県	1	4	4	0	0	0	0
香川県	3	31	31	0	0	0	0
愛媛県	18	90	67	23	0	0	0
高知県	3	81	30	0	0	51	0
福岡県	20	324	321	1	0	0	2
佐賀県	1	12	12	0	0	0	0
長崎県	6	97	46	0	0	51	0
熊本県	5	39	24	0	0	15	0
大分県	3	9	9	0	0	0	0
宮崎県	4	26	26	0	0	0	0
鹿児島県	7	20	20	0	0	0	0
沖縄県	2	4	3	0	0	1	0
合計	478	6,074	5,362	40	0	670	2

(注1) 保留中とは、保険医療機関に開示についての意見を照会しているもの等をいう。

(注2) 実施状況については平成19年9月4日までに決定したものである。

レセプト開示実施状況 (遺族分)

(平成18年4月～平成19年3月末受付)

都道府県	依頼者数	依頼枚数	開示	部分開示	不開示	不存在	保留中(注)
北海道	3	99	99	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	3	44	44	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0
山形県	1	7	7	0	0	0	0
福島県	1	2	2	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	1	3	3	0	0	0	0
埼玉県	4	15	13	0	1	1	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0
東京都	17	167	112	55	0	0	0
神奈川県	1	34	34	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0
石川県	3	66	66	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0
長野県	1	23	23	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	3	13	13	0	0	0	0
愛知県	2	29	28	0	0	1	0
三重県	1	16	16	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0
京都府	4	29	29	0	0	0	0
大阪府	5	46	39	0	0	7	0
兵庫県	2	65	60	0	0	5	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0
広島県	1	35	35	0	0	0	0
山口県	1	12	12	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0
香川県	1	17	17	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	1	1	1	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	3	13	13	0	0	0	0
熊本県	2	37	24	0	0	13	0
大分県	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	1	4	4	0	0	0	0
鹿児島県	2	574	21	0	0	553	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0
合計	64	1,351	715	55	1	580	0

(注1) 保留中とは、保険医療機関に開示についての意見を照会しているもの等をいう。

(注2) 実施状況については平成19年9月4日までに決定したものである。

政管健保生活習慣病予防健診の 都道府県別受診率(平成16～18年度)

(単位:%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度
北海道	27.0	27.6	28.9	滋賀	33.9	35.0	36.2
青森	27.2	29.1	31.1	京都	32.3	34.5	38.5
岩手	24.2	25.9	26.7	大阪	14.9	16.4	18.0
宮城	39.8	41.6	42.7	兵庫	22.9	25.7	27.0
秋田	32.4	33.1	34.2	奈良	28.4	29.6	30.1
山形	36.9	38.1	38.6	和歌山	28.8	31.5	34.2
福島	32.9	34.5	35.9	鳥取	21.1	25.1	29.3
茨城	24.1	26.3	28.4	島根	41.4	43.8	45.1
栃木	22.3	23.5	29.2	岡山	29.3	30.6	32.2
群馬	26.3	28.3	30.6	広島	32.3	32.8	34.0
埼玉	20.9	22.8	23.7	山口	32.1	33.4	34.3
千葉	23.5	23.7	25.4	徳島	28.5	29.8	30.7
東京	22.8	25.1	27.4	香川	31.0	32.7	33.5
神奈川	27.5	28.3	30.4	愛媛	29.2	30.8	32.4
新潟	39.6	42.6	45.3	高知	42.8	44.3	46.0
富山	31.1	34.3	37.9	福岡	29.0	30.0	33.1
石川	28.0	30.6	33.4	佐賀	34.2	35.3	36.8
福井	25.9	28.2	31.7	長崎	31.4	32.5	34.7
山梨	38.8	42.1	43.8	熊本	40.5	41.5	44.2
長野	25.5	26.3	28.5	大分	42.0	43.8	45.4
岐阜	25.2	28.0	31.6	宮崎	34.2	35.2	36.4
静岡	26.3	27.7	29.8	鹿児島	22.6	25.9	28.0
愛知	23.7	24.9	26.6	沖縄	41.3	42.4	45.0
三重	39.7	41.1	41.9	合計	27.7	29.3	31.2

注) 受診率=40歳以上の健診受診者数/40歳以上の被保険者数

(財)社会保険健康事業財団の都道府県別保健師活動状況(H18年度)

都道府県	保健師数				事後指導実績			
	支部保健師	嘱託保健師	健康指導保健師	計	個別相談	集団学習	計	実施率(%)
1 北海道	2	12	5	19	19,820	589	20,409	23.2
2 青森	2	4	7	13	12,734	124	12,858	72.0
3 岩手	1	5	7	13	11,770	716	12,486	69.5
4 宮城	2	7	8	17	14,909	615	15,524	40.6
5 秋田	1	6	5	12	11,271	1,810	13,081	73.2
6 山形	1	3	13	17	11,443	651	12,094	56.8
7 福島	2	17	4	23	23,236	1,144	24,380	66.9
8 茨城	1	3	10	14	11,437	224	11,661	46.9
9 栃木	1	5	6	12	9,293	598	9,891	51.1
10 群馬	1	2	9	12	7,776	1,343	9,119	35.4
11 埼玉	2	1	16	19	12,523	255	12,778	36.9
12 千葉	2	3	14	19	17,413	705	18,118	65.5
13 東京	3	4	26	33	20,986	296	21,282	11.2
14 神奈川	2	5	13	20	15,865	1,060	16,925	28.4
15 新潟	2	3	10	15	9,639	4,863	14,502	22.7
16 富山	1	1	10	12	6,547	159	6,706	23.5
17 石川	1	2	9	12	7,485	42	7,527	25.3
18 福井	1	2	6	9	6,783	126	6,909	40.8
19 山梨	1	3	8	12	6,894	677	7,571	43.5
20 長野	2	10	11	23	18,635	1,317	19,952	56.5
21 岐阜	1	4	11	16	12,243	1,820	14,063	46.8
22 静岡	2	3	11	16	14,716	587	15,303	34.2
23 愛知	2	6	13	21	15,532	1,581	17,113	19.0
24 三重	2	2	10	14	11,461	858	12,319	42.7
25 滋賀	1	5	8	14	11,915	267	12,182	75.8
26 京都	2	7	8	17	13,569	933	14,502	30.2
27 大阪	2	7	9	18	13,969	2,176	16,145	17.2
28 兵庫	2	6	10	18	13,071	991	14,062	22.7
29 奈良	1	4	5	10	8,080	0	8,080	72.1
30 和歌山	1	5	4	10	7,436	187	7,623	48.1
31 鳥取	1	0	10	11	7,716	412	8,128	71.0
32 島根	1	7	5	13	13,524	1,500	15,024	74.8
33 岡山	2	6	10	18	16,193	1,395	17,588	38.6
34 広島	2	9	17	28	20,397	2,258	22,655	34.6
35 山口	1	3	9	13	8,950	468	9,418	38.7
36 徳島	1	2	4	7	5,635	265	5,900	39.2
37 香川	2	8	3	13	16,500	213	16,713	66.7
38 愛媛	1	5	1	7	9,107	164	9,271	34.8
39 高知	1	4	4	9	11,154	294	11,448	35.2
40 福岡	2	15	6	23	25,008	508	25,516	27.9
41 佐賀	1	5	9	15	12,176	90	12,266	75.0
42 長崎	1	8	8	17	12,686	1,158	13,844	59.6
43 熊本	2	6	10	18	16,672	1,378	18,050	35.0
44 大分	2	5	10	17	15,501	1,103	16,604	44.3
45 宮崎	1	8	8	17	16,035	438	16,473	71.2
46 鹿児島	1	8	4	13	11,341	3,379	14,720	55.8
47 沖縄	2	5	11	18	14,106	975	15,081	54.2
計	71	251	415	737	611,152	42,712	653,864	36.0

(注1) 嘱託保健師(雇用契約(月15日~18日稼働))、健康指導保健師(委嘱契約(月6日~14日稼働))

(注2) 事後指導実績については、指導区分「2」・「3」以外の者も含まれている。

政管健保における特定健康診査等の実施について(案)

※本資料は20年度予算概算要求時点のものであり、今後、変更となる可能性がある。

社会保険庁運営部医療保険課

1 特定健診

(1) 被保険者

① 実施方法等

- 現行と同様に、健診機関と直接契約し実施する。
 - ・平成19年度において全国で2,017の健診機関と契約(社会保険事務局において契約・支払)

② 健診項目及び費用負担等

- 特定健診項目 + 保険者独自の健診項目(従来の健診項目のうち特定健診項目を除く)とする。
- がんの原因は、喫煙、食生活及び運動等の生活習慣や肝炎ウイルス等の感染症などの様々なものがあり付加健診、
肝炎検査、乳・子宮がん検診については、引き続き実施するが、フォローアップ健診については廃止予定。
- 35歳以上40歳未満の健診については、現行と同様に実施予定。

③ 事業主健診データ

- 事業主健診の健診結果データの交換方法等については、今後の検討課題とする。

(2) 被扶養者

現状、被扶養者に対する健診が、市町村の実施している老人基本健康診査により行われていることから、市町村の健診実施(契約)方法を引き継ぎ、住所地の最寄りの健診機関で受診を可能とする方法とする。

① 実施方法等

- 被扶養者への受診勧奨、受診申込及び受診券の送付は事業所を通じて行う。
 - ・被扶養者は、健診機関窓口において、受診券のほか健康保険証を必ず提示し受診する方法とする(未資格受診防止等のため。)
- 健診機関との契約については、他の保険者とともに代表保険者(保険者協議会で決定)に契約を委託する集合契約方式とする。
- 全国規模の健診団体との契約も検討するなど、最寄りの健診機関以外の健診機関においても受診可能とする。
- 支払事務の軽減や健診結果の集約のため代行機関を活用することとし、代行機関として社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を利用する。

② 健診項目及び費用負担等

- 健診項目は特定健診の項目とする(現在の被扶養配偶者健診については廃止する。)
- 費用負担のあり方については、今後の検討課題とする。

③ その他

- 保険者協議会での代表保険者との調整。

2 特定保健指導

(1) 被保険者

- 現行と同様に、事業所に保健師を派遣し事業所内で実施する方式を基本とする。

① 実施方法等

- 特定健診の実施結果に基づき保健指導の階層化を行い、以下の方法により指導を行う。
 - a 情報提供 ⇒ すべての健診受診者に対し健診時に「健診結果の見方」等の情報を提供する
 - b 動機付け支援 ⇒ 保健師による面談(20分間)または集団指導(80分間)を実施し、6ヶ月後に評価(電話)をおこなう
 - c 積極的支援 ⇒ 動機付け支援の方法に加え、保健師等による電話またはメールによる6ヶ月間の継続支援を実施し、6ヶ月後に評価(電話)
 - d その他支援 ⇒ 特定健診の結果による支援に該当しない者で、肝機能等の数値が、従来の指導区分「2」・「3」に該当するといった者に対して、保健指導を実施する。

② 保健指導内容及び費用負担等

- 保健指導内容(面談内容や具体的な指導方法)については、健康局が示す基準に合致したものとする。
- 費用負担のあり方については、今後の検討課題とする。

(2) 被扶養者

被扶養者に対する特定保健指導については、階層化の結果保健指導が必要な者に対して、特定保健指導の「利用券」を送付し、指定する(または地域の)特定保健指導委託機関において保健指導を受ける方法とする。

(市町村の集団指導と合同で実施するなど、市町村での保健指導スキームの活用ができないか検討する。)

① 実施方法等

- 階層化の結果指導が必要な被扶養者に対しては、健診結果に記録された住所地に直接「利用券」を送付する。
- 健診機関との契約については、他の保険者とともに代表保険者(保険者協議会で決定)に契約を委託する集合契約方式とする。
- 支払事務の軽減や指導結果の集約のため、代行機関を活用することとし、代行機関として支払基金を利用する。

② 保健指導内容及び費用負担等

- 保健指導内容(面談内容や具体的な指導方法)については、健康局が示す基準に合致したものとする。
- 費用負担のあり方については、今後の検討課題とする。

③ 契約・支払方法等

- 健診機関との契約については、他の保険者とともに代表保険者(保険者協議会で決定)に契約を委託する集合契約方式とする。

④ その他

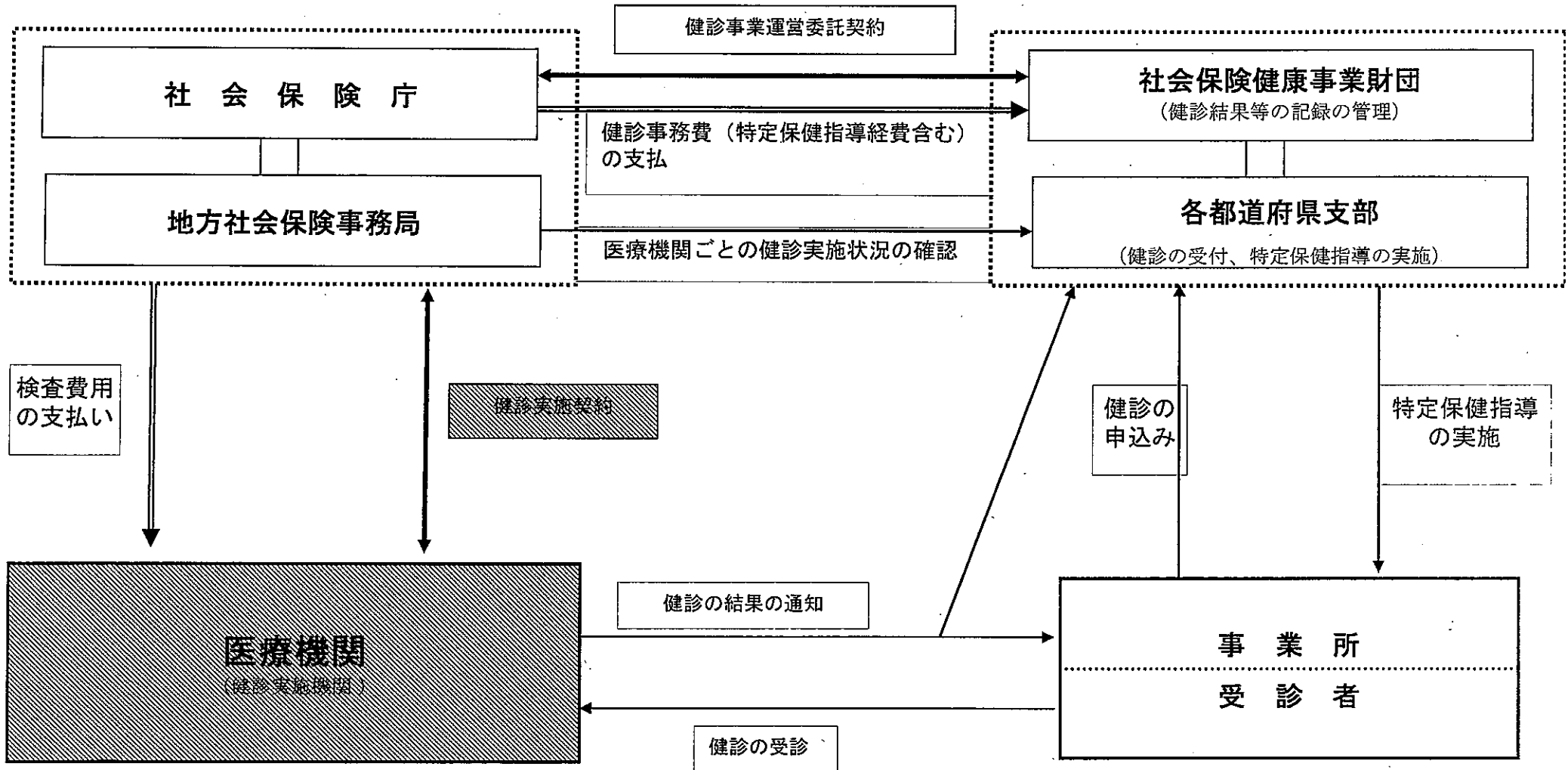
- 保険者協議会での代表保険者との調整を行う。

3 その他

- 上記の案は、平成20年4月から9月までの政管健保での事業内容について示したものである。
平成20年10月の全国健康保険協会設立以降の事業内容については、同協会の設立委員会において、平成20年度の事業計画・予算を定める中で決定されるが、政管健保の事業内容を基に御議論いただくことを想定している。
- 特定健診等実施計画(案)は9月中を目途に本庁において作成するが、都道府県事務局毎の実施のあり方については、その後の検討課題となる。

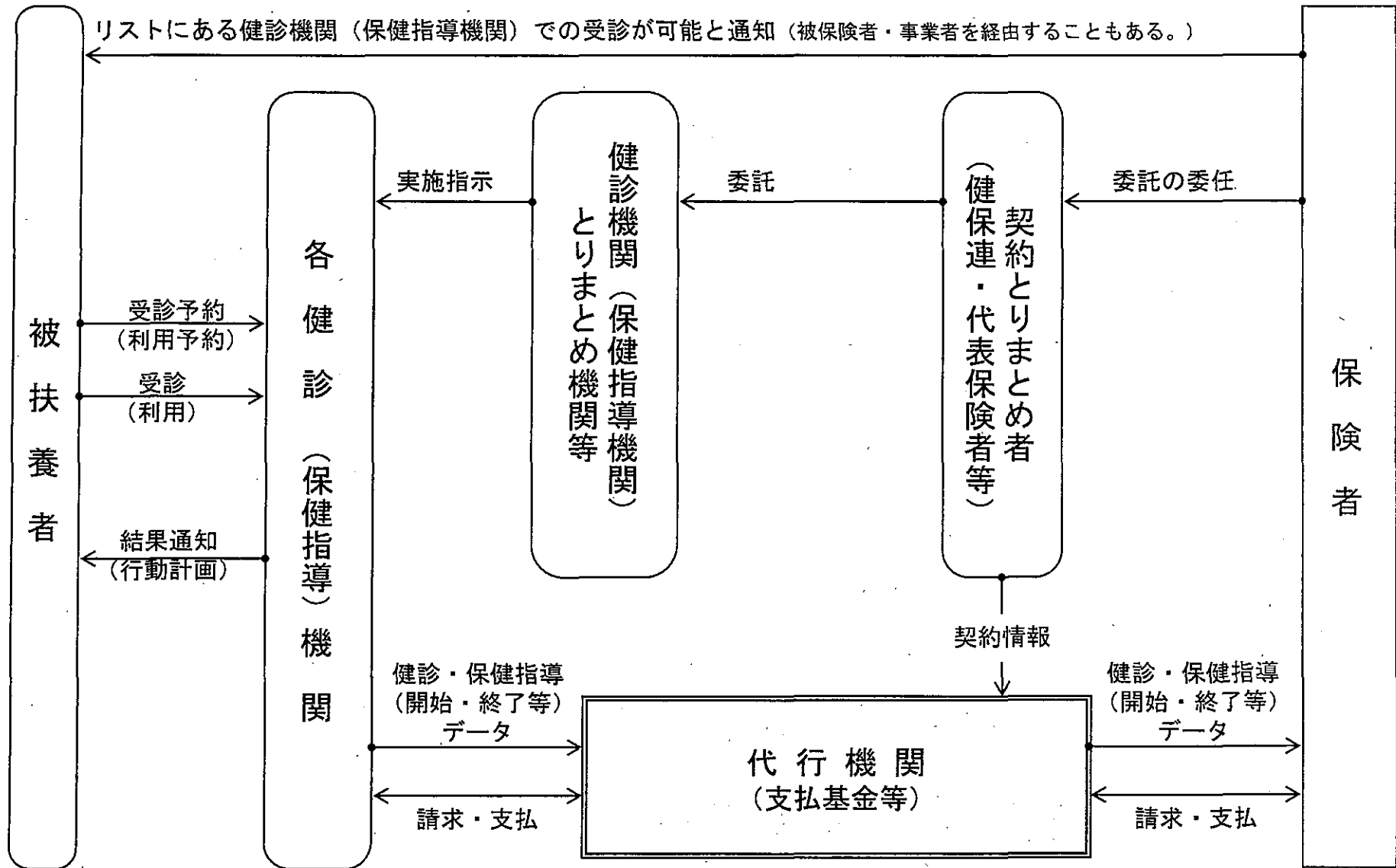
政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診事業の流れ

※被保険者の特定健康診査等は生活習慣病予防健診事業スキームの中で実施。



政府管掌健康保険の被扶養者に関する特定健康診査等実施スキーム（案）

集合契約



※（ ）内は原則として特定保健指導関連のスキームである。

平成20年4月からの政管健保生活習慣病予防健診検査項目(案)対比表

- ・特定健診の検査項目については、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)(平成19年4月)」による。
- ・労働安全衛生法による定期健康診断の検査項目については、「第27回労働政策審議会安全衛生分科会」(平成19年4月2日)資料による。

検査項目	政管健保(案)		特定健診	(参考)
	一般	付加		労働安全衛生(案) 定期健康診断
問診	○		○	○
計測	○		○	□
身長	○		○	○
体重	○		○	○
肥満度・標準体重	○		○	○
腹囲	■		○	■※
視力	○			○
聴力	○			○
胸部聴診・腹部聴診	○		○	○
血圧(座位)	○		○	○
総コレステロール定量	○			
中性脂肪	○		○	■
HDL-コレステロール	○		○	■
LDL-コレステロール	■		○	■
GOT	○		○	■
GPT	○		○	■
γ-GTP	○		○	■
ALP	○			
総蛋白		○		
アルブミン		○		
総ビリルビン		○		
LDH		○		
アミラーゼ		○		
空腹時血糖	■		■1	■1
尿糖 半定量	○		○	○
血糖尿糖	○			
ヘモグロビンA1C	■		■1	■1
ヘマトクリット値	○		□	
血色素測定	○		□	■
赤血球数	○		□	■
白血球数	○			
血小板・血液像		○		
尿蛋白 半定量			○	○
潜血	○			
尿沈渣		○		
血清クレアチニン	○			
肺活量		○		
1秒量・1秒率		○		
12誘導心電図	○		□	■
胸部X線	○			○
喀痰細胞診				□
胃部X線	○			
胃内視鏡	□			
直腸検査	□			
免疫学的便潜血検査	○			
眼底検査	■		□	
腹部超音波		○		

(参考)

感染症	HBs抗原	●		
	HCV抗体	●		
子宮頸がん(スメア方式)		△		
子宮体がん(細胞診)				
乳がん	視診・触診	△		
	X線			
歯周疾患健診		△		
骨粗鬆症健診				

※1. 検査項目のうち、網掛けの項目については、追加もしくは必須から選択になった検査項目である。

※2. 政管健保の検査項目のうち、太枠の項目については保険者(政管健保)が独自に実施する検査項目である。

○… 必須項目

△… 受診者の希望に基づき選択的に実施する項目

□… 医師の判断に基づき選択的に実施する項目

●… 35以上から各5歳きざみ毎で70歳まで(過去に当該検査を受けたことがない者)

■1… 40歳以上から各5歳きざみ毎で70歳まで(過去に当該検査を受けたことがない者)

■… 35歳及び40歳以上の者については必須項目、それ以外のものについては

医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■※… 35歳及び40歳以上の者については必須項目、40歳未満の者(35歳の者を除く)、妊娠中の女性その他の者であって腹囲が内蔵脂肪の蓄積を反映していないと判断された者、BMIが20未満の者及び自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満である者に限る。)については、医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■1… いずれかの項目の実施で可

*… 一般財源化されているが、指針等を策定している項目